

○おおぶ元気商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を緩和するために消費を喚起するとともに市民生活における家計を支援し、市制50周年の年を市民全体で盛り上げる機運を醸成するために実施する、おおぶ元気商品券（以下「商品券」という。）の発行等の事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 特定事業者 取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (3) 飲食店 特定事業者のうち、主に飲食サービス業を営んでいる事業者をいう。
- (4) 買物店 特定事業者のうち、飲食店を除く事業者をいう。
- (5) 飲食券 商品券のうち、飲食店における特定取引に使用できるものをいう。
- (6) 買物券 商品券のうち、買物店における特定取引に使用できるものをいう。

(商品券の交付等)

第3条 市長は、令和2年9月1日において市の住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に商品券を交付する。

- 2 商品券の交付額は、交付対象者1人につき1万円とする。
- 3 商品券1枚当たりの券面記載の金額は、1,000円とし、飲食券5枚及び買物券5枚を1組として交付する。
- 4 商品券は、原則として、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して引き渡すものとする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和2年10月1日から令和3年2月28日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 交付対象者及び特定事業者は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、次に掲げるものに使用することはできない。
 - (1) 不動産及び金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) ギフトカード、プリペイドカード、パチンコ玉等換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(6) 前各号のほか、公序良俗に反するもの

(特定事業者の登録等)

第5条 市は、別に作成する参加事業所用マニュアルにより特定事業者を募集し、適当と認められた事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

2 大府商工会議所は、その構成員である事業者に代わって、前項の規定による募集に応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第6条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の参加事業所用マニュアルに定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、特定事業者が前条第1項の参加事業所用マニュアルに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第7条 市は、特定取引において商品券が使用された場合は、当該特定取引に係る特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとし、口座振替は、別に市が指定する日において、換金の申出のあった商品券について行う。

3 市は、前2項に規定する換金手続に係る事務を、別に市が定める取次金融機関（以下「取次金融機関」という。）に委任することができる。

4 前項の規定により委任した事務に係る手数料は、予算の範囲内において市が定める商品券の額面の割合に相当する額とする。ただし、市への請求において、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

5 市が第3項の規定により委任した場合において、特定事業者は、特定取引において使用された商品券を換金しようとするときは、取次金融機関に、第4条第1項の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和3年2月28日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

6 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和3年3月12日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。